

令和 4 年第 2 回

市 議 会 定 例 会 資 料

目 次

議案第 3 2 号 関 係	-----	1
議案第 3 3 号 関 係	-----	1 4
議案第 3 4 号 関 係	-----	1 8
議案第 3 5 号 関 係	-----	1 9
議案第 3 6 号 関 係	-----	2 0
議案第 3 7 号 関 係	-----	2 2
議案第 3 9 号 関 係	-----	2 6
議案第 4 0 号 関 係	-----	3 1
議案第 4 1 号 関 係	-----	3 5
議案第 4 2 号 関 係	-----	4 5
議案第 4 3 号 関 係	-----	4 8
報告第 4 号 関 係	-----	5 5
報告第 1 2 号 関 係	-----	7 1

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整を行うとともに、貯留機能保全区域内の土地に係る固定資産税又は都市計画税を減額するため課税標準となるべき価格に乘じる割合を定めるため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 条第 1 項

3 条例の概要

- (1) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に指定された貯留機能保全区域内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準について、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分の当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に乘じる割合は、4 分の 3 とすること等とした。（附則第 3 条関係）
- (2) 商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、当該商業地等に係る令和 4 年度分の税額が、令和 3 年度分の課税標準額に、令和 4 年度の価格に 100 分の 2.5 を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「商業地等調整税額」という。）を超える場合には、当該商業地等調整税額（当該商業地等調整税額が、当該商業地等の令和 4 年度の価格に 10 分の 6 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該商業地等の令和 4 年度の価格に 10 分の 2 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とする。）とすることとした。（附則第 7 条、附則第 22 条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（附則第 4 条、附則第 26 条関係）
- (4) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 3 条 略 2 略 3 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 4 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 1 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 5 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 1 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 6 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 7 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 8 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 2 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 9 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 2 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する _____ 条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 10 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 11 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 12 <u>法附則第 15 条第 2 6 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 13 <u>法附則第 15 条第 3 3 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 14 <u>法附則第 15 条第 3 4 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 15 <u>法附則第 15 条第 4 3 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 <u>16 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u> <u>17 略</u> <u>18 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定)	附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 3 条 略 2 略 3 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 4 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 1 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 5 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 1 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 6 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 1 号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 7 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 2 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 8 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 2 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 9 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 2 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する<u>市町村の条例</u>で定める割合は、4 分の 3 とする。 10 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 11 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 12 <u>法附則第 15 条第 2 7 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 13 <u>法附則第 15 条第 3 4 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 14 <u>法附則第 15 条第 3 5 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 15 <u>法附則第 15 条第 4 6 項</u>に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 <u>16 略</u> <u>17 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定)

の適用を受けようとする者がすべき申告)

第4条 略

2

〃 略

6

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

〃 略

(3)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

8 略

9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

〃 略

(3)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分

の適用を受けようとする者がすべき申告)

第4条 略

2

〃 略

6

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

〃 略

(3)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

8 略

9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

〃 略

(3)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分

の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2

） 略

5

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2

の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5

を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2

） 略

5

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5

を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2

） 略

5

（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第２６条 附則第２２条第１項及び第３項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第２２条第１項及び第４項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第２２条第１項、第２項、第４項及び第５項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第２２条第４項及び第５項並びに附則第２３条第１項の「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、附則第２３条第１項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、附則第２３条第１項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第２４条及び第２５条の「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に、附則第２５条第１項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２７条の２第３項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に規定するところによる。

） 略

5

（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第２６条 附則第２２条第１項及び第３項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第２２条第１項及び第４項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第２２条第２項、第４項及び第５項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第２２条第４項及び第５項並びに附則第２３条第１項の「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、附則第２３条第１項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、附則第２３条第１項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第２４条及び第２５条の「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に、附則第２５条第１項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２７条の２第３項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に規定するところによる。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

- 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（事業所税に関する経過措置）

第十六条 旧法附則第三十三条第一項から第四項までに規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）

第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。次項から第五項までにおいて「旧沖縄振興特別措置法」という。）第七條第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められている沖縄振興特別措置法第六條第二項第二号に規定する観光地形成促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（次項から第五項までにおいて「新沖縄振興特別措置法」という。）第六條第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三條第一項に規定する観光地形成促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

3 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第二十九條第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八條第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八條第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三條第二項に規定する情報通信産業振興地域とみなして、同項の規定を適用する。

4 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第三十五條の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画に定められている旧沖縄振興特別措置法第三十五條第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第三十五條第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三條第三項に規定する産業イノベーション促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

5 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第四十二條第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖縄振興特別措置法第四十一條第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一條第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三條第四項に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなして、同項の規定を適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（機構指定納付受託者の指定に関する経過措置）

第十八条 地方税共同機構（以下この条において「機構」という。）は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、五年新法第七百四十七條の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者（同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 地方団体は、前項の規定による指定に関し必要があるときは、機構に対し意見を述べることができる。

3 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようしなければならない。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第五項及び第六項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第十項及び第十一項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二第七項、第八項（第七号に係る部分に限る。）及び第九項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二第十三項、第十四項（第七号に係る部分に限る。）及び第十五項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一條 第十条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三條第一項の規定の適用については、令和五年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額に、同年の四月」と「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和五年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を加算した額」とする。

2 令和四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九條の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の九に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

3 令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九條の五第一項の規定の適用については、同項中「収入見込額の十三分の十一」とあるのは「収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」と「決算額の十三分の十一」とあるのは「決算額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられた航空機燃料税の収入額の決算額を控除した額」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

4 令和六年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九條の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十三分の九」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

- 第十一條 六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 2 六年新法附則第三十五條の二の六第十一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年度である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の六第十五項に規定する申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）と、」について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書）を連続して」とする。
- 第十二條 第六條の規定による改正後の市町村民税に係る旧申告書を、令和二年法律第五号）附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「新令和二年改正前地方税法」という。）第二十條の九の第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日以前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日以前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税に係る第六條の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。
- 2 新令和二年改正前地方税法附則第八條第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十四條の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和七年三月三十一日までの間に旧法第三百四十九條の三第二項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法第五十四條の二に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。
- 3 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五條第十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條第三十六項に規定する取得をされた同項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 令和二年四月一日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 附則第一条第九号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）附則第十一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二十六條第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行の日」と、「認定就農者」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の）」とする。
- 12 昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五條の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五條の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 14 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五條の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 16 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五條の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 17 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五條の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 第十四條 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百八十二條の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二條の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）若しくはその写しの閲覧若しくは同法第三百八十七條第三項若しくは第四項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しの閲覧又は同法第二十二條の十若しくは第三十八條の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。
- 第十五條 第三條の規定による改正後の地方税法第三百八十二條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後にされる不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七十六條の三第三項の規定による付記について適用する。

第五号) 附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の第三項及び第七十二条の四十八の第二項の改正規定並びに第六条中地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号) 附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の第三項の改正規定並びに次条並びに附則第五条第一項、第七條第二項及び第十二條第一項の規定 令和四年十二月三十一日

三 第一条中地方税法第四十五条の三の二の見出し及び同条第一項、第四十五条の三の三の見出し及び同条第一項、第三百七条の三の二の見出し及び同条第一項並びに第三百七条の三の三の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同法附則第五条の四の二第一項及び第五項、第三十四条の二第三項及び第六項、第四十五条並びに第六十一条の改正規定並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十條第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで並びに第二十七條(地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号) 附則第二十一条の改正規定を除く。)の規定 令和五年一月一日

四 第二条(次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条、第十二條(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十條第二項の改正規定に限る。)、及び第十三條(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十條第二項の改正規定に限る。、並びに附則第九条の規定 令和五年四月一日

五 第二条中地方税法第三十二条第三項及び第十五項、第三十七條の四、第四十五条の二第一項ただし書、第四十五条の三第二項及び第三項、第三百十三條第三項及び第十五項、第三百十四條の九第一項、第三百七条の二第一項ただし書並びに第三百七条の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三条の二第二項及び第六項、第三十五条の二の三第一項及び第五項、第三十五条の二の五並びに第三十五条の二の六の改正規定並びに第八條及び第九條並びに附則第四条、第十一条、第十九條及び第二十條の規定 令和六年一月一日

六 第一条中地方税法第七十二条の二十四の七第六項に一号を加える改正規定 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十一条第八項の改正規定(第十条第二号)を「第十一条第一項」に改める部分に限る。及び同法附則第十五条の七第一項の改正規定(第十条第二号)を「第十一条第一項」に改める部分に限る。住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五条第三十九項の改正規定(同項を同条第三十六項とする部分を除く。、並びに附則第十三條第九項及び第十七條第四項の規定 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十一条第一項の改正規定及び同法附則第十五条第四十一項の改正規定(令和四年三月三十一日)を「令和六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十八項とする部分を除く。並びに附則第八條第二項及び第三項並びに第十三條第十項及び第十一項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日

十 第二条中地方税法第三百八十二条第二項及び第三項並びに第三百八十二条の二第二項の改正規定並びに同法第三百八十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第十四條の規定 民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十一 第三条及び附則第十五條の規定 民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(更正請求書に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。、)第二十條の九の第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。、)に対して課すべき事業税(これらの地方税以外の地方税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該地方税)に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税並びに同日前に終了した事業年度分の法人の事業及び令和四年以前の年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業税(これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納税義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税)に係る第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。、)第二十條の九の第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十八の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る旧法第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「三号施行日」という。、)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新法第四十五条の三の二第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第四十五条の三の二第二項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 第二百三條の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。、)について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新法附則第五条の四の二第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号) 以下この項及び第五項において「所得税法等改正法」という。、)第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号) 以下「新租税特別措置法」という。、)第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。、)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。、)第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。、)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法附則第七條第三項(第一号に係る部分に限る。、)の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。、)以後に支出する同条第一項に規定する特例控除対象附金について行同条第二項に規定する申告特例の求めについて適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した旧法附則第七條第一項に規定する特例控除対象附金について行同条第二項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

19 第五十三條第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八條第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八條第二十項及び第二十一項を削る。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第八條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十一項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第九條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第八項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第九項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、条約適用配当等申告書にこの条を「確定申告書にこの条に改め、「（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む）」を削り、同条第十三項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十四項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む）」を削る。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第十條 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（航空機燃料譲与税の特例）

2 令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額

（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九条第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。）の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属する航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）に、同年の四月と、航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」とする。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第十一條 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の二中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第十二條 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則第八條のうち地方税法第三十四條の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の道府県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第十三條 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第七十二條の二十四の七第六項」を「第七十二條の二十四の七第七項」に改め、同条第五号中「課される法人」の下に「地方税法第七十二條の二第一項第三号に掲げる事業を行う法人に限る」を加え、同条に次の一号を加える。

六 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（地方税法第七十二條の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る）。基準法人収入割額に百分の六十二・五の税率を乗じて得た金額

第十四條第一項中「第五十三條第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第五十三條第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に、第三百二十一条の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項を「第三百二十一条の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。

第二十條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條の規定 公布の日

二 第一条中地方税法第二十條の九の三第三項及び第七十二條の四十八の二第五項の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の三第三項の改正規定、第五条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律

ら三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条の二第二項中「前条第十三項若しくは第十四項」を「前条第十三項」に改め、同条第二項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「第十四項若しくは第二十八項」を「若しくは第二十七項」に改める。

附則第十五条の三「令和三年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十五条の六第一項中「昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、「第十五条の九の二第二項において同じ。」の下に「住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附則第十五条の七第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第十條第二号」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項及び第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「改修工事」を「改修工事その他の工事」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第十項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修等部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第十一項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第十二項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改める。

附則第十五条の九の二第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第五項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同条第六項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第七項中「特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第六号イの表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）第三百四十九

条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が「に改め、同号口の表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が「に改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項」を「第三十七項、第二十項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項及び第四十四項」に改める。

附則第十八条第一項中「百分の五」の下に「商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五」を加える。

附則第十八条の三第二項第二号口及び第四項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第二項第一号イ中「について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同号口中「令和三年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同項第二号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十四条の次に次の一条を加える。

（令和三年度における固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の特例）

第二十四条の二 令和三年度分の固定資産税について附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三第四項、第十九条の四第一項又は第二十一条の二第二項第一号口（同号口の規定に基づく条例で定める割合として百分の百が定められている場合に限る。）の規定の適用を受ける土地に対して課する同年度分の固定資産税に限り、第四十三条第二項第一項中「日まで」とあるのは、「日まで及び令和四年四月一日から納税通知書の交付を受けた日後十五月を経過する日まで」と読み替えるものとする。

附則第二十五条第一項中「百分の五」の下に「商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号口及び第四項第二号口中「固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同項第二号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十三条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「産業高度化・事業革新促進事業」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中「第三十七條の八又は第三十七條の九」を「又は第三十七條の八」に改める。

附則第三十五条の二の六第八項及び第十八項、第三十五条の三第八項及び第十八項並びに第三十五条の四の二第四項及び第十項中「第一項の二」を「同項の二」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改める。

附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第十條第二項」を「第十一條第一項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第九項第七号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条に次の一項を加える。

18 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「第七十三條の十四第六項」を「第七十三條の十四第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第七十三條の十四第六項、第八項及び第九項」を「第七十三條の十四第七項、第九項及び第十項」に改め、同項の表第七十三條の十四第六項の項中「第七十三條の十四第六項」を「第七十三條の十四第七項」に改め、同表第七十三條の十四第八項及び第九項第一号、第七十三條の二十七の三第一項並びに附則第十一条第一項の項中「第七十三條の十四第八項及び第九項第一号」を「第七十三條の十四第九項及び第十項第一号」に改める。

附則第十一条の六中「第七十三條の十四第六項、第八項若しくは第九項」を「第七十三條の十四第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

附則第十二条の二の九の次に次の一項を加える。

（国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税）

第十二条の二の九の二 道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二千二百五十年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第四百六十六條第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

附則第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして（固定資産税等の非課税）を付し、同条の次に次の一項を加える。

第十四条の二 市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二百五十年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは第三百四十三條第八項に規定する埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二條、同項又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条第一項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第五号中「使用する者が」を「使用する者（令和四年四月一日以後に供用が開始された同法第二条第三号に規定する公共下水道の同条第七号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日から引き続き事業を行う者に限

る。）が当該工場等」に、「四分の三」を「五分の四」に、「三分の二以上六分の五以下」を「十分の七以上十分の九以下」に改め、同条第三項及び第五項中「令和三年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第十一項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を第二十項とし、第二十二項を第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を第二十三項とし、第二十五項を第二十四項とし、第二十六項を第二十五項とし、同条第二十七項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十八号）第二条第三項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十八号）第二条第二項」に、「同条第四項第六号」を「同条第三項第六号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の関係する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項中「令和四年三月三十一日までの間に」を「令和七年三月三十一日までの間に新設した」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に、「同法第十五条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十五条」に改め、三分の二の下に（当該土地及び償却資産のうち同法第二条第三項第八号に掲げる事業により整備する施設の用に供するものにあつては、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の三）を加え、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「令和二年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六條第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者」を「同法第十九條第七項の規定による公告があつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定により地図に表示された同法第四条第一項に規定する農用地等に係る同法第十九條第三項に規定する農業を担う者」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十五項を第四十二項とし、第四十六項を第四十三項とし、同条に次の一項を加える。

44 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定により指定された貯留機能保全区域（以下この項において「貯留機能保全区域」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度か

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五の二第二項中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に、「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「第五十三条第七十七項」を「第五十三条第七十九項」に、「第三百二十一条の八第七十四項」を「第三百二十一条の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三条第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三条第六十五項から第八十一項まで」に改める。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第五十八項の項中「第五十三条第五十八項」を「第五十三条第六十項」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千円以下であるものに限る)の自己と生計を一にする配偶者(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。)の氏名

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十条の二に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。第二号において同じ。又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「あつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第五十二条第二項第三号中「第六十四項第一号」を「第六十六項第一号」に改める。

第五十三条第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九条第十六項(第一号に係る部分に限る)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額を改めるため提案する。

2 根拠法規

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 4 条第 1 項

3 条例の概要

- (1) 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額を 75,290 円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額を 37,600 円にそれぞれ引き上げることとした。（第 12 条関係）
- (2) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(介護補償) 第12条 略 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>75,290円</u> 以下であるときに限る。） <u>75,290円</u> (3) 略 (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>37,600円</u> 以下であるときに限る。） <u>37,600円</u>	(介護補償) 第12条 略 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>73,090円</u> 以下であるときに限る。） <u>73,090円</u> (3) 略 (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>36,500円</u> 以下であるときに限る。） <u>36,500円</u>

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
(補償の範囲、金額、支給方法等)

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の
一部を改正する政令（令和4年政令第67号）の規定による改正前のもの）

(介護補償)

第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万千六百五十円を超えるときは、十七万千六百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万三千九十円以下である場合に限る。） 七万三千九十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万六千五百円以下であるときに限る。） 三万六千五百円

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第六十七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改め、同項第四号中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣 末松 信介
内閣総理大臣 岸田 文雄

令和 4 年第 2 回定例会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第1号)
(歳 出)

(単位：千円)

項 番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	9,600	9,600				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)		新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、ゴールデンウィークに発熱患者の診療・検査を行う医療提供体制を確保するため、体制を整備した医療機関及び薬局に対し神奈川県を通じて協力金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年4月12日)				

令和4年第2回定例会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 課)	補 正 額	説 明				
1	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	11,319	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)		11,319				
			コロナ禍における物価高騰等への生活支援対策として、国による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
2	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	300,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (生活支援課)		300,000				
			コロナ禍における物価高騰等への生活支援対策として、国による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
3	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	169,633	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業事務費 (生活支援課)		169,633				
			コロナ禍における物価高騰等への生活支援対策として、国による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
4	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	3,360	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)		3,360				
			コロナ禍における物価高騰等への生活支援対策として、国による子育て世帯生活支援特別給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
5	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	298,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	子育て世帯生活支援特別給付金 (子育て支援課)		298,000				
			コロナ禍における物価高騰等への生活支援対策として、国による子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
6	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	46,045	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 (子育て支援課)		46,045				
			コロナ禍における物価高騰等への生活支援対策として、国による子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				

令和4年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第3号)
(歳出)

(単位:千円)

項 番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	5,422	5,422				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (文化生涯学習課)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開の一環として、参加型デジタルアーカイブの構築に必要な美術館収蔵品データを整備することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
2	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	11,974	11,974				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (障がい福祉課)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、プッシュ型の情報発信や障害福祉サービス事業所等の空き状況等の検索ができる「(仮称)ちがさき障がい者支援アプリ」を開発することに伴い、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
3	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉施設費	316					316
	福祉会館解体事業費 (福祉政策課)		福祉会館解体工事の影響により生じた近隣住家の損傷に対する補償額の確定に伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
4	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 体育施設費	5,280					5,280
	温水プール管理経費 (スポーツ推進課)		屋内温水プールの温水コイルユニット改修のため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
5	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	90,000	90,000				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (建築指導課)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、都市づくり情報のプラットフォームとなる地理情報システム及び来庁者向けの窓口システムを構築し、都市づくりに係る情報提供のワンストップ化を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
6	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費	81,334	81,334				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (社会教育課)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開に向けたデータ整備のほか、教育普及活動の実施に必要なICT環境の整備に伴い、消耗品費、通信運搬費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
7	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	129	129				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (小和田公民館)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開に向け、公民館における教育普及活動の実施に必要なICT環境の整備に伴い、通信運搬費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				

令和４年第２回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和４年度 補正第３号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	129	129				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (鶴嶺公民館)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開に向け、公民館における教育普及活動の実施に必要なＩＣＴ環境の整備に伴い、通信運搬費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
9	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	129	129				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (松林公民館)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開に向け、公民館における教育普及活動の実施に必要なＩＣＴ環境の整備に伴い、通信運搬費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
10	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	129	129				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (南湖公民館)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開に向け、公民館における教育普及活動の実施に必要なＩＣＴ環境の整備に伴い、通信運搬費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
11	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	129	129				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (香川公民館)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開に向け、公民館における教育普及活動の実施に必要なＩＣＴ環境の整備に伴い、通信運搬費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
12	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	129	129				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (青少年会館)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開に向け、青少年会館における教育普及活動の実施に必要なＩＣＴ環境の整備に伴い、通信運搬費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
13	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費	3,311	3,311				
	デジタル田園都市国家構想推進事業費 (図書館)		国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、参加型デジタルアーカイブを基盤とした産官学民共創による博物館活動の展開の一環として、図書館資料のデータ整備のほか、図書館における教育普及活動の実施に必要なＩＣＴ環境の整備に伴い、通信運搬費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				

令和4年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 課)	補 正 額	明 説				
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	868	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (職員課)		868				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	264	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (契約検査課)		264				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 広報広聴費	198	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	広報活動一般管理経費 (秘書広報課)					198	
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	649	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	ふるさと基金積立金 (財政課)						649
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	2,631	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (資産経営課)		2,631				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	151	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	地域活動推進経費 (市民自治推進課)						151
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	6,274	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (市民自治推進課)		6,274				

令和４年第２回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和４年度 補正第４号)
(歳 出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 課)	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 防災対策費	1,900				1,900	
	自主防災組織育成事業費 (防災対策課)		一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、地域団体における各種防災資機材の整備に対する補助を実施することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
9	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 体育施設費	7,217	7,217				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (スポーツ推進課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、総合体育館のトイレにおける手洗器の自動水栓化及び人感センサー照明設備の設置に伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
10	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費	33,000	22,000	11,000			
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保育課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、公設及び民設児童クラブにおける手洗器の自動水栓化に伴い、委託料、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
11	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	222,104	94,976	59,650		649	66,829
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うＰＣＲ検査の実施件数や自宅療養者及び入院患者の増加等に対応するほか、高齢者施設等における集団検査体制を強化することに伴い、報酬、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
12	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	55,896					55,896
	こども予防接種事業費 (健康増進課)		国の子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の再開を受け、勧奨を差し控えていた期間に接種機会を逃した方への公平な接種機会を確保する観点から、キャッチアップ接種を実施することに伴い、印刷製本費、通信運搬費、委託料、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
13	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	364					364
	公衆便所関係経費 (環境保全課)		茅ヶ崎駅北口公衆トイレの便器等を修繕するため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
14	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	5,202	5,202				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (環境保全課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、公衆トイレにおける手洗器の自動水栓化及びコンパクトオストメイトの設置に伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				

令和４年第２回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和４年度 補正第４号)
(歳出)

(単位：千円)

項 番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費	16,626					16,626
	ごみ減量化・資源化基金積立金 (資源循環課)		令和３年度中に収入した一般廃棄物処理手数料の未積立て分等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和４年５月１０日)				
16	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	4,727				4,727	
	広域リサイクルセンター管理運営経費 (資源循環課)		資源物に混入するリチウムイオン電池等の不適物による発火トラブルを防止するため、寒川町が実施する寒川広域リサイクルセンターの設備への高磁気プーリの設置における資機材の高騰による経費の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和４年５月１０日)				
17	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費	6,060	6,060				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (雇用労働課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、勤労市民会館のトイレにおける手洗器の自動水栓化及び人感センサー照明設備の設置に伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和４年５月１０日)				
18	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	444					444
	道の駅整備推進事業費 (産業振興課)		道の駅整備運営事業者の選定等を実施する道の駅整備運営事業者選定委員会の設置に伴い、報酬、費用弁償を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和４年５月１０日)				
19	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	19,280	19,280				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (都市政策課)		コロナ禍における原油価格の高騰や物価高騰の影響を受けるバス事業者やタクシー事業者に対し、燃料費高騰による影響を軽減するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和４年５月１０日)				
20	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	34,980	34,980				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学校教育指導課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、コロナ禍で増大する小・中学校における欠席連絡に係る業務の改善及び負担の軽減を図るため、欠席連絡システムを導入することに伴い、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和４年５月１０日)				
21	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	47	47				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (松林公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、松林公民館の保育室における手洗器の自動水栓化に伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和４年５月１０日)				

令和4年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	47	47				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (香川公民館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、香川公民館の保育室における手洗器の自動水栓化に伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
23	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費	710	710				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (青少年課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、子どもの家のトイレにおける手洗器の自動水栓化及び人感センサー照明設備の設置に伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
24	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	3,322	3,322				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (青少年会館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、青少年会館のトイレにおける手洗器の自動水栓化及び人感センサー照明設備の設置に伴い、消耗品費、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				
25	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費	2,321	2,321				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (図書館)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、図書館のトイレ等における手洗器の自動水栓化及び人感センサー照明設備の設置に伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年5月10日)				

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

道の駅の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項について、専門的判断を求め、及び広く意見を聴取するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び第 203 条の 2 第 5 項

3 条例の概要

- (1) 市長の附属機関として茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会を設置することとし、その設置の目的及び委員の数を定めることとした。（別表関係）
- (2) 茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会の委員の報酬の額を定めることとした。（附則第 2 項関係）
- (3) この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市	略	略	略	略	略	略	略
	茅ヶ崎市技能者 表彰審査委員会	技能者の表彰に関する事項に つき市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申する こと。	7人以内	茅ヶ崎市技能者 表彰審査委員会	技能者の表彰に関する事項に つき市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申する こと。		7人以内
長	茅ヶ崎市道の駅 整備運営事業者 選定委員会	道の駅の整備及び運営を行う 事業者の選定に関する事項に つき市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申する こと。	7人以内	長	略	略	略
	略	略	略				

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
技能者表彰審査委員会委員	略	略	技能者表彰審査委員会委員	略	略
道の駅整備運営事業者選定委員会委員	日額	10,000円			
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置された茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）第3条

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、道の駅の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする事とした。（第2条関係）
- (2) 委員会の委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱すること等とした。（第3条関係）
- (3) 委員会に委員長を置き、委員の互選により定めること等とした。（第4条関係）
- (4) 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となること等とした。（第5条関係）
- (5) 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとした。（第6条関係）
- (6) 委員は、自己、配偶者若しくは3親等内の親族又は自己若しくはこれらの者の所属する法人その他の団体に直接の利害関係のある事件については、その議事に加わることはできないこととした。（第7条関係）
- (7) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと等とした。（第8条関係）
- (8) 委員会の庶務は、経済部産業振興課において処理することとした。（第9条関係）
- (9) この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第10条関係）
- (10) この規則は、令和4年7月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

病院の経営に関する事項の審議を茅ヶ崎市立病院運営協議会の設置目的とするため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市立病院運営協議会の名称を茅ヶ崎市立病院経営審議会に改めるとともに、その設置目的を茅ヶ崎市立病院の経営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議することとした。（別表関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）
- (3) この条例は、令和4年7月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関		設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関		設置目的	委員の数
市	略	略	略	略	略	略	略
	茅ヶ崎市立病院 経営審議会	茅ヶ崎市立病院の経営に関する事項につき市長の諮問に 応じて調査審議し、その結果を 答申し、又は建議すること。	略	茅ヶ崎市立病院 運営協議会	茅ヶ崎市立病院の運営に関する 事項につき市長の諮問に 応じて調査審議し、その結果を 答申し、又は建議すること。	略	略
長	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
市立病院経営審議会 委員	略	略	市立病院運営協議会 委員	略	略
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 条第 1 項

3 条例の概要

- (1) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が配偶者特別控除を受けようとする場合において、当該控除額から所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9,000,000 円以下であるものに限る。）の地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 950,000 円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係る額を除くこととした。（第 26 条の 2 関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（第 32 条の 8 関係）
- (3) この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(市民税の申告) 第26条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条の8第1項(同項第4号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第4項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2 ↳ 略 7 (特別徴収税額の納入の義務等) 第32条の8 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について	(市民税の申告) 第26条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者 に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条の8第1項(同項第4号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第4項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2 ↳ 略 7 (特別徴収税額の納入の義務等) 第32条の8 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について

分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の１０日までに施行規則第５号の８様式又は施行規則第２条第３項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の１０日までに施行規則第５号の８様式又は施行規則第２条第４項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

- 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

○総務省令第三十五号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「市町村長は、」の下に「法第三百二十一条の四第一項又は第五項の規定により指定した」を加え、「特別徴収義務者用通知書」を「前項の表の四の上欄に掲げる通知書」に、「法第三百二十一条の四第七項」を「同条第七項」に改め、又は「前項」を削り、「による」の下に「法第三百二十一条の四第一項に規定する」を、「通知事項」の下に「（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項の規定は」を「第五項の規定は」に、「第六項中」を「第五項中」に改め、同項を同条第七項とする。

第二条の二第九項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二条の三第二項第八号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第二条の三の二第三項中「控除対象扶養親族以外」を「年齢十六歳未満」に改める。

第二条の三の三第一項第二号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第二条の三の五第三項中「控除対象扶養親族以外」を「年齢十六歳未満」に改める。

第二条の三の六第一項第二号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第九条の二十二の見出しを「法第三百二十一条の四第七項、第八項、第九項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法」に改め、同条第一項中「この条」を「この項及び第五項」に改め、「定める基準」の下に「第三項において「特別徴収税額通知安全性基準」という。」を加え、「同項」を「法第三百二十一条の四第七項」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、「次項において同じ。」を削り、「通知情報」を「通知事項（法第三百二十一条の四第一項に規定する通知事項をいう。第四項第一号において同じ。）に係る情報（以下この条において「通知情報」という。）」に改め、同条第二項中「この条」を「この項、次項」に改め、「電子証明書をいう。」の下に「次項及び」を加え、同条第三項中「第三百二十一条の四第九項」を「第三百二十一条の四第十一項」に改め、「受信者ファイル」の下に「専ら法第三百二十一条の四第七項又は第八項に規定する特定特別徴収義務者（以下この項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイルをいう。」を加え、「法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第三百二十一条の四第八項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、特別徴収税額通知安全性基準に従い、機構の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら法第三百二十一条の四第八項に規定する特定特別徴収義務者（次項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイルをいう。）に通知情報を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力し、及び機構が、当該通知情報を加工し、これに電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書を併せてこれを送信して行う方法をいう。

4 法第三百二十一条の四第九項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法をいう。

一 特定特別徴収義務者が、当該通知事項の提供を受けるべき納税義務者に係る通知事項を印刷したものを交付して行う方法

二 特定特別徴収義務者が、当該通知情報の提供を受けるべき納税義務者に係る通知情報を記録した電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を交付して行う方法

第二十四条の三十九第一項第十号中「第三百二十一条の四第五項」の下に、「第七項及び第八項」を加える。

附則第三十条を削り、附則第三十一条を附則第三十条とする。

附 則

（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、附則第三十条を削り、附則第三十一条を附則第三十条とする改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）
第二条 令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税についてのこの省令による改正前の地方税法施行規則第二条第二項の規定による同項に規定する通知事項の提供については、なお従前の例による。

2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三百七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合に限る。以下この項において同じ。）について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第二条の三の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二条の三の三第一項（第二条に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）について法第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項に規定する申告書又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について給与所得者の扶養親族申告書等を提出した場合については、なお従前の例による。

4 新規則第二条の三の五第三項及び第二条の三の六第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三十三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三十三条の七の規定の適用を受ける場合を除く。以下この項において「公的年金等」という。）について法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する申告書を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等についてこれらの規定に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

第十一条 六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五条の二の第六十一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年が令和二年から令和四年までの各年度である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の第六十五項に規定する申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）と、について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

第十二条 第六条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「新令和二年改正前地方税法」という。）第二十条の九の第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税に係る第六条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前地方税法附則第八条第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十四条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和七年三月三十一日までの間に旧法第三百四十九条の第三項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、三分の二」とあるのは「六分の五」とする。

3 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成三十三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十六項に規定する取得をされた同項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和二年四月一日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 附則第一条第九号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）附則第一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行の日」と、「認定就農者」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の」とする。

12 昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百八十二条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）若しくはその写しの閲覧若しくは同法第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しの閲覧又は同法第二十条の十若しくは第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

第十五条 第三条の規定による改正後の地方税法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後にされる不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七十六条の規定による付記について適用する。

第五号) 附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一條第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の第三項及び第七十二條の四十八の第二項の改正規定並びに第六條中地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号) 附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一條第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の第三項の改正規定並びに次条並びに附則第五條第一項、第七條第二項及び第十二條第一項の規定 令和四年十二月三十一日

三 第一條中地方税法第四十五條の三の二の見出し及び同條第一項、第四十五條の三の三の見出し及び同條第一項の改正規定並びに同法附則第五條の四の第二項及び第五項、第三十四條の二第三項及び第六項、第四十五條並びに第六十一條の改正規定並びに附則第三條第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十條第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで並びに第二十七條(地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号) 附則第二十一條の改正規定を除く。)の規定 令和五年一月一日

四 第二條(次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。)、第十一條、第十二條(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十條第二項の改正規定に限る。及び第十三條(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十條第二項の改正規定に限る。並びに附則第九條の規定 令和五年四月一日

五 第二條中地方税法第三十二條第三項及び第十五項、第三十七條の四、第四十五條の二第一項ただし書、第四十五條の三第二項及び第三項、第三百十三條第三項及び第十五項、第三百十四條の九第一項、第三百十七條の二第一項ただし書並びに第三百十七條の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三條の二第二項及び第六項、第三十五條の二の三第一項及び第五項、第三十五條の二の五並びに第三十五條の二の六の改正規定並びに第八條及び第九條並びに附則第四條、第十一條、第十九條及び第二十條の規定 令和六年一月一日

六 第一條中地方税法第七十二條の二十四の七第六項に一号を加える改正規定 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行の日

七 第一條中地方税法附則第十一條第八項の改正規定(第十條第二号)を「第十一條第一項」に改める部分に限る。及び同法附則第十五條の七第一項の改正規定(第十條第二号)を「第十一條第一項」に改める部分に限る。住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号) 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

八 第一條中地方税法附則第十五條第三十九項の改正規定(同項を同条第三十六項とする部分を除く。並びに附則第十三條第九項及び第十七條第四項の規定 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日

九 第一條中地方税法附則第十一條第一項の改正規定及び同法附則第十五條第四十一項の改正規定(令和四年三月三十一日)を「令和六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十八項とする部分を除く。並びに附則第八條第二項及び第三項並びに第十三條第十項及び第十一項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日

十 第二條中地方税法第三百八十二條第二項及び第三項並びに第三百八十二條の二第二項の改正規定並びに同法第三百八十二條の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第十四條の規定 民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号) 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日

十一 第三條及び附則第十五條の規定 民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号) 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日

(更正請求書に関する経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。第二十條の九の第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。))に対して課すべき事業所税(これらの地方税以外の地方税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該地方税)に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税並びに同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和四年前年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税(これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納税義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税)に係る第一條の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。第二十條の九の第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。新法第七十二條の四十八の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る旧法第七十二條の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。)

(道府県民税に関する経過措置)

第三條 新法第四十五條の三の二第一項の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(以下「三号施行日」という。))以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新法第四十五條の三の二第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第四十五條の三の二第二項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新法第四十五條の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十三條の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三十三條の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))について提出する新法第四十五條の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五條の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新法附則第五條の四の二第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下この項及び第五項において「所得税法等改正法」という。第十一條の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。))第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。))を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。))第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。))を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法附則第七條第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に支出する同条第一項に規定する特別控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについて適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した旧法附則第七條第一項に規定する特別控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第二十項及び第二十一項を削る。

第八條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正
第八條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「一年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第六項第七号中「地方税法第四十五条の二の特例適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「一年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。」を削り、同条第十一項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。
第九條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條の二の二第七項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第八項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第九項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの条」を「確定申告書にこの条」に改め、「条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認める場合を含む。」を削り、同条第十三項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。」を削り、同条第十四項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認める場合を含む。」を削る。

第十條 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（航空機燃料譲与税の特例）

2 令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額

（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九条第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。）の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属する航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）に、同年の四月」と、航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」とする。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）
第十一条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の二中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）
第十二條 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則第八条のうち地方税法第三百四十四條の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の道府県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税」に改める。
（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）
第十三條 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第七十二條の二十四の七第六項」を「第七十二條の二十四の七第七項」に改め、同条第五号中「課される法人」の下に「（地方税法第七十二條の二第一項第三号に掲げる事業を行う法人に限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。
六 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（地方税法第七十二條の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る。） 基準法人収入割額に百分の六十二・五の税率を乗じて得た金額

第十四條第一項中「第五十三條第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第五十三條第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に、「第三百二十一条の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第三百二十一条の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。
第二十條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條の規定 公布の日

二 第一条中地方税法第二十條の九の三第三項及び第七十二條の四十八の二第五項の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の三第三項の改正規定 第五条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律

第三百十七条の二第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限り）の第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り）で控除対象配偶者に該当しないものに改める。

第三百十七条の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第三百八十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。
一 所有権 質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合（登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合を除く。）

二 登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他総務省令で定める者から不動産登記法第百十九条第六項の申出を受けた場合

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める場合
第三百八十二条第三項中「前二項」を「第一項（前項（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」に「一」において「は」を「に」に、「本項」を「この項」に改める。

第三百八十二条の二第二項中「この項」の下に「及び第三百八十二条の四」を加える。

（固定資産課税台帳の閲覧の特例）

第三百八十二条の四 市町村長は、第三百八十二条の二の規定により固定資産課税台帳若しくはその写しを閲覧に供し、若しくは第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定により土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しを閲覧に供し、又は第二十条の十若しくは前条の規定により証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）を交付する場合において、当該閲覧又は交付に係る固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に記載（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。以下この条において同じ。）をされている住所が第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定による通知に係る者の住所（総務省令で定めるものに限る。）であるとき（総務省令で定める場合に限る。）は、第二十条の十、第三百八十二条の二、前条並びに第三百八十七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、当該固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたもの若しくはその写し（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める事項の記載をしたものに記録をされている事項を記載した書類）を閲覧に供し、又は当該証明書に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならない。

第七百四十七条の二第二項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に、「この条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」を「この章において「機構」に改める。

第七百四十七条の三第一項、第七百四十七条の四第一項及び第七百四十七条の五第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に改める。

第七百四十七条の六中「前条の」を「第七百四十七条の六から前条までの」に改め、第六章中同条を第七百四十七条の十三とする。

第七百四十七条の五の二第二項中「法人の事業税その他の政令で定める」を削り、同条第三項中「この項及び次条」を「この章」に改め、同条を第七百四十七条の六とし、同条の次に次の六条を加える。

（機構指定納付受託者に対する納付又は納入の委託）
第七百四十七条の七 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、電子情報処理組織を使用して行う機構指定納付受託者（次条第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。）に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付し、又は納入しようとするときは、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができる。

（機構指定納付受託者）

第七百四十七条の八 特定徴収金の納付又は納入に関する事務（以下この章において「納付等事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち機構が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下この章において「機構指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けて、納付等事務を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による指定をしたときは、機構指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を機構に届け出なければならない。

4 機構は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 地方団体は、第一項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

6 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようしなければならない。

（納付等事務の委託）

第七百四十七条の九 第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた機構指定納付受託者は、当該委託を受けた納付等事務の一部を、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

（機構指定納付受託者の納付又は納入）

第七百四十七条の十 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、機構が指定する日までに当該委託を受けた特定徴収金を機構に納付し、又は納入しなければならない。

2 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を機構に報告しなければならない。

3 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、総務省令で定めるところにより、当該報告に係る事項を当該報告に係る特定徴収金を納付し、又は納入すべき地方団体に通知しなければならない。

4 第一項の場合において、当該機構指定納付受託者が同項の指定する日までに当該特定徴収金を機構に納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなす。

（機構指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

第七百四十七条の十一 機構指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付等事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、総務省令で定めるところにより、機構指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

第一条 (地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条の五の二第二項中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に、「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「第五十三条第七十七項」を「第五十三条第七十九項」に、「第三百二十一条の八第七十四項」を「第三百二十一条の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三条第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三条第六十五項から第八十一項まで」に改める。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第五十八項の項中「第五十三条第五十八項」を「第五十三条第六十項」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限り、その自己と生計を一にする配偶者(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限り、次条第一項において同じ。)の氏名

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限り、その自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十条の二に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り、をいう。第二号において同じ。又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第五十二条第二項第三号中「第六十四項第一号」を「第六十六項第一号」に改める。

第五十三条第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九条第十六項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限り、)

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免期間を延長するため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条

3 条例の概要

- (1) 市長は、平成23年3月11日において警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域等に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和4年度分の保険料を減免することができることとした。（附則第6条関係）
- (2) 市長は、新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯の納付義務者に対し、令和4年度分の保険料のうち令和5年3月31日までの間に納期限が到来するものを減免することができること等とした。（附則第7条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 (東日本大震災に伴う保険料の減免の特例) 第6条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月11日に次の各号のいずれかに該当する区域又は地点に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、<u>令和4年度分</u>の保険料を減免することができる。 (1) 略 (2) 略 2 略 (新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例) 第7条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項において「主たる生計維持者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該世帯の納付義務者に対し、令和元年度分から<u>令和4年度分までの保険料</u>（令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間にその納期限（法第76条の3第1項に規定する特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が到来するもの（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項に規定する届出がなかったため令和2年2月1日以後にその納期限が到来する保険料であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同日前に納期限が到来すべきものを除く。）に限る。）を減免することができる。 (1) 略 (2) 略 2 略 3 略	附 則 (東日本大震災に伴う保険料の減免の特例) 第6条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月11日に次の各号のいずれかに該当する区域又は地点に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、<u>令和3年度分</u>の保険料を減免することができる。 (1) 略 (2) 略 2 略 (新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例) 第7条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項において「主たる生計維持者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該世帯の納付義務者に対し、令和元年度分から<u>令和3年度分までの保険料</u>（令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間にその納期限（法第76条の3第1項に規定する特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が到来するもの（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項に規定する届出がなかったため令和2年2月1日以後にその納期限が到来する保険料であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同日前に納期限が到来すべきものを除く。）に限る。）を減免することができる。 (1) 略 (2) 略 2 略 3 略

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法

(保険料の減免等)

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の改正に伴い、文書による紹介のない患者の初診及び文書による紹介を行う旨の申出がされた患者の再診に係る使用料の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 他の医療機関からの文書による紹介のない患者の初診に係る使用料にあつては7,000円（歯科医師による初診の場合は5,000円）と、他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申出がされた患者の再診に係る使用料にあつては3,000円（歯科医師による再診の場合は1,900円）とすることとした。（別表第1関係）
- (2) この条例は、令和4年10月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 (第 4 条関係)		別表第 1 (第 4 条関係)	
種別	金額	種別	金額
略	略	略	略
非紹介患者の初診 (厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養 (平成 18 年厚生労働省告示第 495 号) 第 2 条第 4 号に規定する初診をいう。)	<u>7, 000 円 (歯科医師による初診の場合は 5, 000 円)</u>	非紹介患者の初診 (厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養 (平成 18 年厚生労働省告示第 495 号) 第 2 条第 4 号に規定する初診をいう。)	<u>5, 000 円</u>
特別外来の再診 (厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第 2 条第 5 号に規定する再診をいう。)	<u>3, 000 円 (歯科医師による再診の場合は 1, 900 円)</u>	特別外来の再診 (厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第 2 条第 5 号に規定する再診をいう。)	<u>2, 500 円</u>
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○健康保険法

(保険医療機関又は保険薬局の責務)

第七十条 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第七十二条第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

- 2 保険医療機関又は保険薬局は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（以下「この法律以外の医療保険各法」という。）による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。
- 3 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

○高齢者の医療の確保に関する法律

(療養の給付に関する基準)

第七十一条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

- 2 中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第二条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。

○保険医療機関及び保険医療養担当規則

(一部負担金等の受領)

第五条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に規定する食事療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、法第八十五条の二に規定する生活療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）又は法第八十六条の規定による療養（法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（食事療養を行つた場合においては食事療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行つた場合においては生活療養標準負担額を加えた額とする。）の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第一百条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条第二項又は第一百条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二第二項又は第一百条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第一百条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）及び同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。

二 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること。（厚生労働大臣の定める場合を除く。）

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示（令和4年厚生労働省告示第52号）による改正前のもの）

第一の三 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める金額

二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第四号の初診に係る厚生労働大臣が定める金額

（一） 医師である保険医による初診の場合 五千円

（二） 歯科医師である保険医による初診の場合 三千円

二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第五号の再診に係る厚生労働大臣が定める金額

（一） 医師である保険医による再診の場合 二千五百円

（二） 歯科医師である保険医による再診の場合 一千五百円

○厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）

第二条 健康保険法第六十三条第二項第四号及び老人保健法第十七条第二項第四号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特別の療養環境の提供
- 二 予約に基づく診察
- 三 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
- 四 病床数が二百以上の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）
- 五 病床数が二百以上の病院について受けた再診（当該病院が他の病院（病床数が二百未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）
- 六 診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの
- 七 別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）
- 八 前歯部の鑄造歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給
- 九 金属床による総義歯の提供
- 十 う蝕^{しよく}に罹患^りしている患者（う蝕^{しよく}多発傾向を有しないものに限る。）であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理
- 十一 白内障罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給

病床数が二百以上の病院における再診（療担規則第五条第三項第二号又は療担基準第五条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める金額以上の支払を求めた患者に対するものに限る。）	上欄の再診に係る所定点数から、医師である保険医による再診にあつては五十点を、歯科医師である保険医による再診にあつては四十点を、それぞれ控除した点数
---	---

(新設)	(新設)
入院期間が百八十日を超えた日以後の入院に係る療養	上欄の療養に係る所定点数から、当該所定点数を構成する点数であつて別に厚生労働大臣が定めるものに百分の十五を乗じた点数を控除した点数

（療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）
 第四条 療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一の三 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める金額 一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第四号の初診に係る厚生労働大臣が定める金額 (一) 医師である保険医による初診の場合 七千円 (二) 歯科医師である保険医による初診の場合 五千円 二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第五号の再診に係る厚生労働大臣が定める金額 (一) 医師である保険医による再診の場合 三千円 (二) 歯科医師である保険医による再診の場合 一千九百円	第一の三 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める金額 一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第四号の初診に係る厚生労働大臣が定める金額 (一) 医師である保険医による初診の場合 五千円 (二) 歯科医師である保険医による初診の場合 三千円 二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第五号の再診に係る厚生労働大臣が定める金額 (一) 医師である保険医による再診の場合 二千五百円 (二) 歯科医師である保険医による再診の場合 一千五百円

附 則

（適用期日）

1 この告示は、令和四年十月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準（以下この項において「新療担基準」という。）第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。）において、新療担基準第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があった日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

○厚生労働省告示第五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第五号及び第八十六条第二項第一号、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第五号、第六十五条及び第七十六条第二項第一号、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条の四第一項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条の四第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月四日

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 後藤 茂之

改 正 後			改 正 前		
（診療の具体的方針） 第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略） 三 投薬 イ ホ （略） ヘ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。 ト （略） 四 処方箋の交付 イ （略） ロ イの規定にかかわらず、リフィル処方箋（保険医が診療に基づき、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を処方する場合に限り、複数回（三回までに限る。）の使用を認めた処方箋をいう。以下同じ。）の二回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日以内とする。			（診療の具体的方針） 第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略） 三 投薬 イ ホ （略） ヘ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。 ト （略） 四 処方箋の交付 イ （略） （新設）		

公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

令和3年度実施事業概要

公益目的事業1 芸術文化の振興を目的とする事業

1 文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（14事業実施）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施しました。

【主な事業】

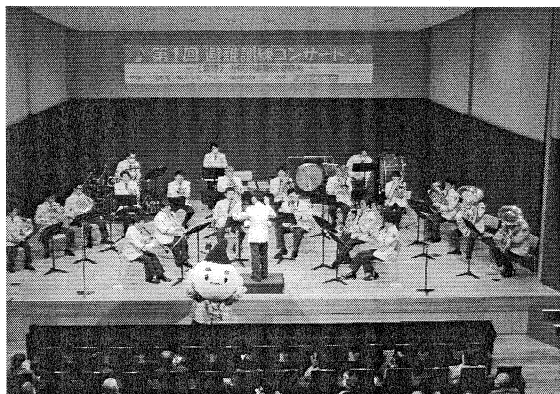
■避難訓練コンサート

市民文化会館におけるコンサート中の災害発生を想定した「避難訓練コンサート」を、1980(昭和55)年の開館以来初めて開催しました。職員の非常時の対応力の向上と、館内の避難経路、誘導方法の検証を目的に、お客様にご参加いただきながら実施しました。

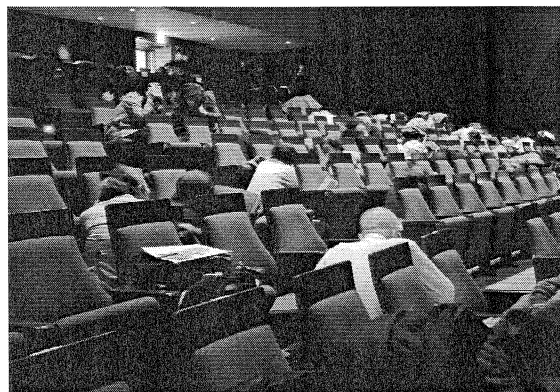
第一部の全員参加による避難訓練は、お客様が小ホールで神奈川県警察音楽隊の迫力ある美しい演奏を楽しんでいる最中に地震が発生、職員の呼びかけにより観客・出演者が身をかがめ安全姿勢を取りました。その後地震により舞台上で訓練火災が発生した想定で、職員の指示・誘導のもと、本番さながらの緊張感の中、非常口を使い市民プラザに避難し人数確認後、全員無事に避難を完了しました。

休憩をはさんだ第二部は、映画音楽や刑事ドラマのテーマ曲など、警察音楽隊のコンサートを楽しんでいただきました。市民の皆さまに防災意識の向上と、長引くコロナ禍にあって心の安らぎを提供できた事業となりました。

開催後、参加されたお客様のアンケートや職員の振り返りで、定期的に行っている消防訓練、避難訓練とは異なる新たな課題や改善点などが見えてきました。施設設備や誘導方法の課題を洗い出し、改善を図り、市民の皆さまに市民文化会館をより安心して快適にご利用いただけるよう努めていきます。



神奈川県警察音楽隊の迫力ある演奏



地震発生、身をかがめ安全姿勢をとる



職員の誘導により避難



全員が無事に市民プラザへ避難を完了

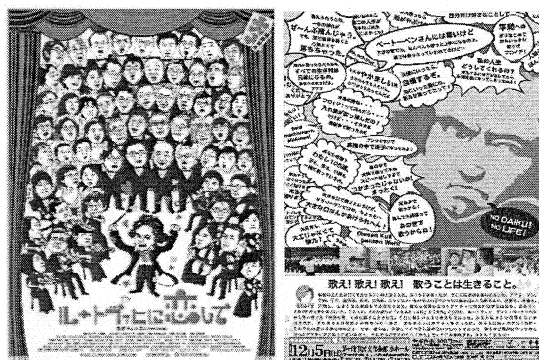
■今年の師走は映画で「第九」！

公募による合唱団とオーケストラで約300名が出演し、多くの市民が12月の恒例行事として楽しみにしている「第九演奏会」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度もやむなく中止を決定し、2年連続の中止を残念に思う声が多く寄せられました。このため、コロナ禍でも「第九」の持つエネルギーに触れ、明るく前向きな気持ちになっていただけるよう「第九」にまつわる映画上映会を実施しました。

上映したコメディとドキュメンタリーの2本の作品を見たお客様からは、「茅ヶ崎の第九の再開が待ち遠しい」「来年は合唱団として第九を歌ってみたい」「イベントの中止・延期が続く中、映画で第九をありがとう」など感謝や意欲的な感想が多数寄せられ、次回の演奏会開催に向け、市民の大きな期待につながった事業となりました。



「歓喜の歌」

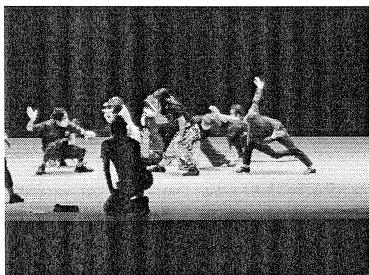


「ルートヴィヒに恋して」

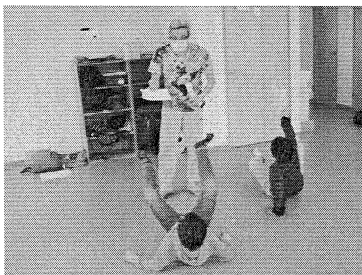
■公共ホール現代ダンス活性化事業(地域交流プログラム)

文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを支援する(一財)地域創造との共催で、3年間の継続事業の1年目として、公募によるワークショップと放課後等デイサービス施設でのワークショップを行いました。

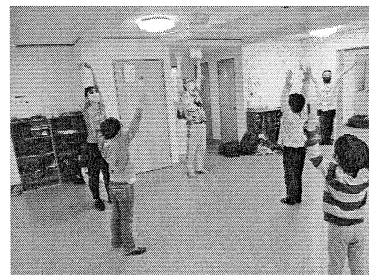
両ワークショップとも、参加の皆さんがアーティストと一緒に思いきり身体を使い自由に表現する楽しさを感じ、ワークショップ終了後も日常の中でワークショップでの気づきを活かして表現力や創造力を高めていくきっかけとなり、2年目の市民参加によるオリジナルダンス作品の創作者育成につながる事業となりました。



10代～60代の市民が参加



紙を使い身体を動かしているうちに自然とダンスに



(2) 芸術文化鑑賞事業 (16事業実施)

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供しました。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

市民文化会館利用状況

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	入場者数(人)
大ホール	297	181	60.9	191	57,964
小ホール	305	239	78.4	263	23,730
小計	602	420	69.8	454	81,694
展示室A	340	281	82.6	281	70,615
展示室B	340	282	82.9	282	70,628
展示室C	340	281	82.6	281	70,527
小計	1,020	844	82.7	844	211,770
第1会議室	346	228	65.9	253	3,800
第2会議室	344	243	70.6	271	6,545
第3会議室	346	241	69.7	273	3,909
第4会議室	340	223	65.6	254	4,136
第5会議室	342	114	33.3	135	1,232
大会議室	342	235	68.7	268	6,704
小計	2,060	1,284	62.3	1,454	26,326
練習室1	331	261	78.9	326	6,875
練習室2	344	296	86.0	508	6,460
練習室3	338	248	73.4	308	2,205
練習室4	344	241	70.1	309	2,358
練習室5	334	184	55.1	197	968
練習室6	334	184	55.1	187	1,128
小計	2,025	1,414	69.8	1,835	19,994
合計	5,707	3,962	69.4	4,587	339,784

・前年度比較

前年度合計	4,204	1,902	45.2	2,252	77,265
比較増減	1,503	2,060	24.2	2,335	262,519

※入場者数は延べ人数。展示室ABCは令和3年4月から12月まで新型コロナワクチンの接種会場として使用されました。

市民文化会館利用料金収入

(単位：円)

	基本料金A	加算料金B	減額料金C	追徴料金D	還付料金E	合計A+B-C+D-E
	66,375,520	9,293,200	4,276,250	8,940,200	1,391,130	78,941,540

・前年度比較

前年度合計	37,337,700	6,345,060	2,326,880	5,069,530	3,877,000	42,548,410
比較増減	29,037,820	2,948,140	1,949,370	3,870,670	△ 2,485,870	36,393,130

2 美術館・松籟庵事業

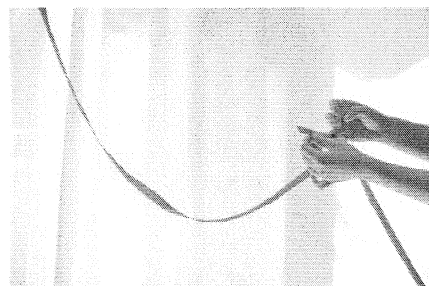
(1) 美術館展覧会事業(8事業実施)・関連事業(10事業実施)

優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施しました。

【主な事業】

■藤田道子 ほどく前提でむすぶ

展示空間を効果的に活用して作品化する作家・藤田道子を公立美術館として初めて取り上げ、美術館の空間に合わせたオリジナルのインスタレーション作品を紹介しました。人と人との関係性に物理的な距離を置かざるを得ないコロナ禍で、改めて人間同士の柔らかい繋がりに注目し、その尊さを問いかけたもので、SNSで寄せられた「気絶しそうなほど良い」とのコメントには3,600を超す「いいね」が寄せられました。



Ribbon (2020)
photo: TAKAHASHI Kyoko

■human nature Dai Fujiwara 人の中にしかない自然 藤原大

「カラーハンティング」の活動で世界的に著名なデザイナー・藤原大の発想力と行動力に満ちた最新の業績を紹介しました。今回の展示のため、藤原大は茅ヶ崎のシンボルである烏帽子岩のカラーハンティング(*)を実施し、烏帽子岩から抽出した色をシャツの着色に転用しました。また、茅ヶ崎駅前の路上や海浜で採集した素材をもとにセーターを作り展示するなど、地域の特性に結びつきながら、鑑賞者の既成概念の転換を図り、環境問題について考えさせる刺激的な試みがなされました。地域の特性を活かしながら、先駆的な表現を紹介することは地域の美術館の大きな役割の一つです。

*カラーハンティング：自然界の色を採取し色見本をつくり、色をスタートに様々な創作を行う藤原独自の手法。

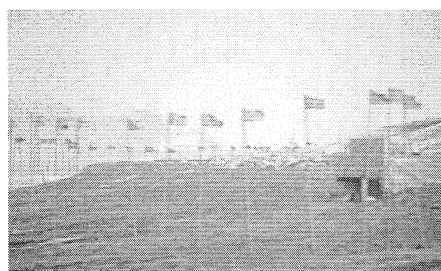
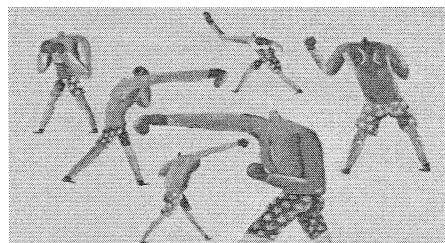


photo
©Dai Fujiwara. All Rights Reserved

■ブラチスラバ世界絵本原画展

こんにちは(Ahoj:アホイ)! チェコとスロバキアの新しい絵本

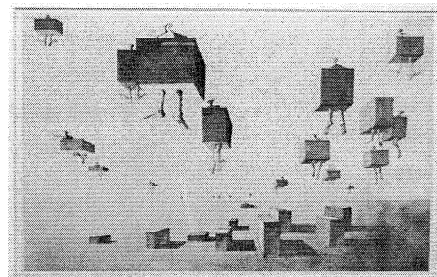
スロバキアの首都・ブラチスラバで2年に1度開催されるブラチスラバ世界絵本原画展(略称BIB)の中から、チェコとスロバキアの両国と日本の交流100年を記念し、近年出版されたそれぞれの国の代表作家やBIB受賞作品、日本人作家の原画を展示し、絵本原画ならではの魅力を伝えました。家族連れを中心とした絵本ファンが市内外から訪れ、5,991人と歴代9位の観覧者数となりました。



ハサン・ムーサヴィー
『ボクサー』一図
©Hasan Mousavi

■浜田知明展 アイロニーとユーモア

コレクターからの寄贈によって収蔵された56点の浜田知明の版画作品に加え、神奈川県立近代美術館から借用した作品を展示し、戦争の愚かさと社会の不条理を、独自のユーモアとペーソスを織り込んで表現した作品世界を紹介しました。NHKの「日曜美術館アートシーン」で紹介されたほか、朝日新聞全国版の美術欄「美の履歴書」でも大きく取り上げられるなど注目を集めました。



《飛翔(青)》 1958(昭和33)年
銅版(エッチング、アクワチント、
カラー(青系))・紙

◇地域創造大賞の受賞

地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設として、湘南地域では初となる「令和3年度地域創造大賞(総務大臣賞)」を受賞しました。地域にゆかりのある多彩な作家の作品を収蔵するほか、インクルーシブデザインの手法を取り入れた「美術館まで(から)つづく道」や、茅ヶ崎の夏の定番を取り上げた「アロハシャツ展」など、様々な切り口で展覧会を展開し、豊かな地域発見に貢献したことが高く評価されました。



表彰式記念写真

◇展覧会を開催するまでの道のりなどをSNSで発信

美術館活動の核をなす、収集、保管、展示、教育普及活動は、様々な調査研究の成果により成り立っています。普段あまり人目に触れることのない「調査研究」をはじめとする展覧会の準備作業に焦点を当て、SNSを利用して積極的に発信しました。今後もSNS利用者層に向けた取組を継続し、施設の特性を活かした運営や活動への理解を深めることや地域資源としての美術館の役割をアピールしていきます。



ツイッター

フェイスブック



インスタグラム

(2) 講座・ワークショップ事業（4事業実施）

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供しました。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施しました。

【主な事業】

■開館30周年記念事業（松籟庵）

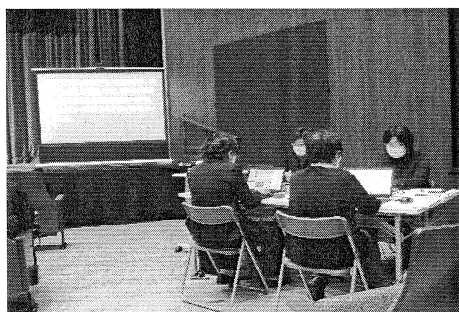
松籟庵が令和3年度に開館30周年を迎えたことを記念し、2月27日に市民文化会館小ホールにおいて、茶道と共にある日常を描いたエッセイ『日日是好日―「お茶」が教えてくれた15のしあわせ―』で高い評価を得た森下典子をゲストに迎え、講演会および映画の上映会を実施し、茶道の魅力を紹介しました。

定員250名のチケットは完売し、参加者のアンケートでは満足度の高い評価をいただきました。この講演会では要約筆記を導入し、映画も字幕付きにするなど、聴覚に障がいのある方も楽しんでいただける内容としました。併せて開催した文化会館和室での呈茶席も松籟庵の存在をアピールする良い機会となりました。これらは市民文化会館との連携事業として実施したものです。

3月27日には、会場を松籟庵に移し、庭園の桜を眺めながら屋外でお抹茶をいただく観桜茶会を開催したところ100名を超える参加者があり、盛況のうちに記念事業を終えることができました。コロナ禍による閉塞感が続く状況の中で文化事業へのニーズの高さを改めて認識したことから、引き続き松籟庵に気軽に立ち寄っていただけるような多様な事業展開を行います。



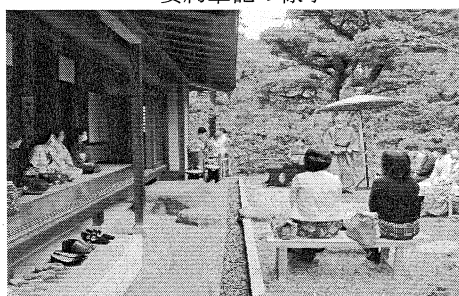
講演会場風景



要約筆記の様子



市民文化会館和室・呈茶席



松籟庵・観桜茶席

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

美術館施設利用状況（自主事業利用分を除く）

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
展示室2	31	3	9.7	3	385
展示室3	64	2	3.1	2	2
アトリエ	243	58	23.9	75	1,073
合 計	338	63	18.6	80	1,460

・前年度比較

前年度合計	158	14	8.9	15	283
比較増減	180	49	9.7	65	1,177

美術館利用料金等収入

(単位：円)

内 容	基本料金A	減免額B	還付額C	合 計 A-B-C
観覧料	8,201,100	1,028,850		7,172,250
年間パスポート	376,000		1,000	375,000
施設使用料	181,440	0	23,540	157,900
受講料	0			0
グッズ販売	0			0
販売手数料	230,148			230,148
民間助成金	0			0
補助金等	0			0
受取負担金	0			0
合 計	8,988,688	1,028,850	24,540	7,935,298

・前年度比較

(単位：円)

前年度合計	14,711,250	923,000	4,510	13,783,740
比較増減	△ 5,722,562	105,850	20,030	△ 5,848,442

美術館展覧会来館者数

	開館日数(日)	総観覧者数(人)
令和3年度	272	23,408

・前年度比較

前年度	205	17,380
比較増減	67	6,028

松籟庵施設利用状況(自主事業利用分を除く)

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
書 院	306	242	79.1	245	1,968
茶 室	8※	2	25.0	2	47
合 計	314	244	77.7	247	2,015

※まん延防止等重点措置の解除に伴い、令和4年3月22日より茶室の利用を再開しました。

・前年度比較

前年度合計	225	94	41.8	96	691
比較増減	89	150	35.9	151	1,324

松籟庵利用料金等収入

(単位：円)

内 容	基本料金A	減免額B	追加額C	還付額D	合計 A-B+C-D
施設使用料	2,578,390	5,230	0	230,120	2,343,040
受講料	514,100				514,100
販売手数料	4,631				4,631
合 計	3,097,121	5,230	0	230,120	2,861,771

・前年度比較

(単位：円)

前年度合計	1,789,550	26,150	3,140	219,660	1,546,880
比較増減	1,307,571	△ 20,920	△ 3,140	10,460	1,314,891

公益目的事業2 スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

1 スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業 (28事業実施)

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障がいの有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供しました。

【主な事業】

■倉本寿彦選手ファンミーティング(市民文化会館)

倉本寿彦選手後援会と共催で、茅ヶ崎市出身の横浜DeNAベイスターズの倉本寿彦選手による少年野球教室を茅ヶ崎公園野球場にて茅ヶ崎野球協会のご協力により市内少年野球チームの子どもたちを招待して開催、続いて同日の夜には市民文化会館大ホールにおいて「ファンミーティング」として倉本選手のトークショーを開催しました。

トークの後は、サイングッズが当たる抽選会や記念撮影が行われ、集まった約300名の参加者が地元プロ野球選手との交流を深めました。野球教室に参加した子どもたちには、将来倉本選手のようなプロ野球選手になりたいという夢を抱かせ、またトークショーでは観覧した多くの市民に地元出身で活躍している選手を応援しよう、応援したいという気持ち、併せて地元を愛する思いを創出する一助になったものと思います。



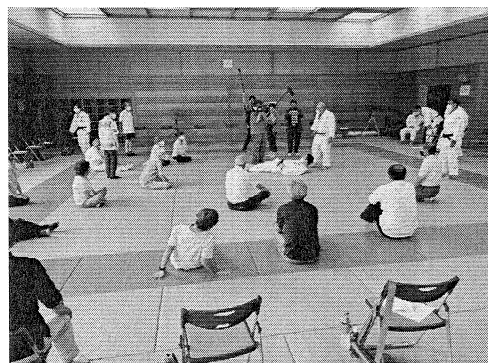
子どもたちにアドバイスをする倉本選手

■中高年齢者の転倒事故防止運動 夏季・冬季(総合体育館)

高齢者は、足の筋力の低下により日常生活の中で、ちょっとしたことで転倒してしまう場合があります。高齢者が転倒をすると、ただ痛いだけでなく大きなけがにつながることも多く、治療に時間がかかった場合には他の病気の併発や持病の悪化という可能性も大きく含んでおり、深刻な事態につながりかねません。

このため、中高年齢者の方を対象に、柔道で使われる寝技や受身の練習を取り入れた転ばないための筋力・体力アップと、万が一転んでしまった時のダメージの少ない転び方を学びました。

講師派遣を受けるなど茅ヶ崎柔道協会全面協力のもと、茅ヶ崎市体育協会との連携による本事業は、NHKの取材も受けました。



柔道の「受け身」でケガから守る

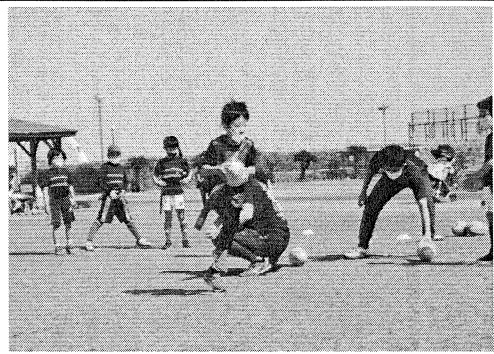
■キッズラグビー無料体験教室(柳島しおさい公園)

2019年のラグビーワールドカップ日本大会以降、ラグビーの注目度や人気が高まり、当該教室の参加者も増えつつあり競技の普及速度も増してきていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度は中止を余儀なくされました。

そのような状況を乗り越えて、令和3年度は久々に緑が映える柳島しおさい公園で子どもたちが元気に走り回る光景が戻ってきました。

まだまだ新型コロナウイルス感染症に関しては予断を許さない状況ではありますが、茅ヶ崎ラグビー協会の協力を得ながら、感染防止対策や実施方法に関する安全配慮を十分施しながら、秋季と冬季に2回実施しました。

ラグビーを通じて体を動かすきっかけづくりだけではなく、仲間と協力して同じ目標に向かう楽しさを体験できるのがこの教室、この競技の魅力のひとつと言えます。



広い公園でのびのび
'One for All, All for One'

(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

体育館利用状況

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)	個人利用(人)	使用可能コマ数	使用コマ数	使用率(%)
総合体育館						
第一体育室	2,506	25,697	526	4,656	4,201	90.2
第二体育室	1,239	12,621	39	736	602	81.8
柔剣道場	1,871	17,325	315	2,776	2,190	78.9
弓道場	361	17,770		1,388	1,140	82.1
多目的室	1,078	7,748		1,388	1,077	77.6
ホークストラ練習室	1,145	11,862		1,388	1,157	83.4
会議室	452	7,606		2,776	683	24.6
トレーニング室			18,207			
卓球練習場			8,638			
ジョギングコース			25			
市体育館						
競技場	2,310	17,543	21	2,776	2,600	93.7
柔剣道場	1,051	11,320	77	1,388	1,048	75.5
多目的室	1,170	8,965	22	1,388	1,166	84.0
卓球練習場			7,777			
体育館合計	13,183	138,457	35,647	20,660	15,864	76.8
・前年度比較						
前年度合計	11,321	117,460	27,392	18,936	14,747	77.9
比較増減	1,862	20,997	8,255	1,724	1,117	△ 1.1

体育館利用料金

(単位：円)

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計 A-B-C
体育館				
総合体育館	18,000,920	1,440,510	917,560	15,642,850
貸出用具利用	73,500	—	—	73,500
市体育館	4,056,090	106,010	123,510	3,826,570
貸出用具利用	36,900	—	—	36,900
体育館合計	22,167,410	1,546,520	1,041,070	19,579,820

・前年度比較

前年度合計	22,895,850	898,030	486,100	21,511,720
比較増減	△ 728,440	648,490	554,970	△ 1,931,900

体育施設利用状況

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)	使用可能コマ数	使用コマ数	使用率(%)
茅ヶ崎公園					
野球場	356	26,370	898	537	59.8
庭球場	4,224	27,151	4,656	4,566	98.1
会議室	476	3,840	1,416	509	35.9
芹沢スポーツ広場					
蹴球兼野球場	457	13,664	947	515	54.4
庭球場	4,189	25,979	4,472	4,187	93.6
堤スポーツ広場					
多目的球技場	541	6,482	1,258	538	42.8
庭球場	4,189	22,404	4,444	4,189	94.3
柳島しおさい公園					
少年蹴球場	644	20,667	1,760	765	43.5
庭球場	5,536	28,506	6,128	5,536	90.3
体育施設合計	20,612	175,063	25,979	21,342	82.2

・前年度比較

前年度合計	16,204	131,063	20,162	15,977	79.2
比較増減	4,408	44,000	5,817	5,365	3.0

体育施設利用料金

(単位：円)

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計 A-B-C
茅ヶ崎公園				
野球場	6,322,330	3,154,720	492,060	2,675,550
庭球場	5,972,350	609,680	594,890	4,767,780
会議室	555,360	70,720	7,520	477,120
貸出用具利用	1,000	—	—	1,000
芹沢スポーツ広場				
蹴球兼野球場	1,043,630	217,600	165,860	660,170
庭球場	5,537,130	32,960	589,400	4,914,770
貸出用具利用	400	—	—	400
堤スポーツ広場				
多目的球技場	1,449,330	—	110,360	1,338,970
庭球場	5,525,770	—	711,680	4,814,090
貸出用具利用	1,000	—	—	1,000
柳島しおさい公園				
少年蹴球場	2,248,770	680,930	148,610	1,419,230
庭球場	7,065,930	12,830	778,010	6,275,090
駐車場	3,826,100	—	—	3,826,100
貸出用具利用	5,700	—	—	5,700
体育施設合計	39,554,800	4,779,440	3,598,390	31,176,970

・前年度比較

前年度合計	29,430,770	2,882,740	2,172,530	24,375,500
比較増減	10,124,030	1,896,700	1,425,860	6,801,470

柳島しおさい公園利用状況

	利用人数(人)
公園利用	83,324
多目的広場	20,298
ミニバスケットコート	10,448
合計	114,070

・前年度比較

前年度合計	88,166
比較増減	25,904

収益目的事業 1 物品販売事業

主に総合体育館利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図りました。

物品販売事業収入

(単位：円)

施設名	タオル	卓球ボール	シャトル	テニスボール	マスク	合計
総合体育館	19,500	23,500	2,880	—	780	46,660
市体育館	4,800	12,200	—	—	90	17,090
茅ヶ崎公園	35,100	—	—	5,400	120	40,620
芹沢スポーツ広場	1,800	—	—	2,200	30	4,030
堤スポーツ広場	4,500	—	—	2,600	90	7,190
柳島しおさい公園	9,900	—	—	2,400	240	12,540
合計	75,600	35,700	2,880	12,600	1,350	128,130

・前年度比較

前年度合計	57,000	23,000	3,600	3,200	3,240	90,040
比較増減	18,600	12,700	△ 720	9,400	△ 1,890	38,090

収益目的事業 2 公益目的外施設貸与事業

主に茅ヶ崎市民文化会館における公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図りました。

公益目的外施設貸与事業収入

(単位：円)

施設名	現金 A	振込 B	還付 C	合計 A+B-C
茅ヶ崎市民文化会館	8,128,920	7,817,080	466,740	15,479,260

・前年度比較

前年度合計	6,932,450	6,292,610	1,156,360	12,068,700
比較増減	1,196,470	1,524,470	△ 689,620	3,410,560

公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

令和4年度事業計画概要

公益目的事業1 芸術文化の振興を目的とする事業

1 文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（12事業実施予定）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施します。

【主な事業】

■宝くじ文化公演 レ・フレール&神奈川フィルハーモニー管弦楽団 ジョイント・コンサート

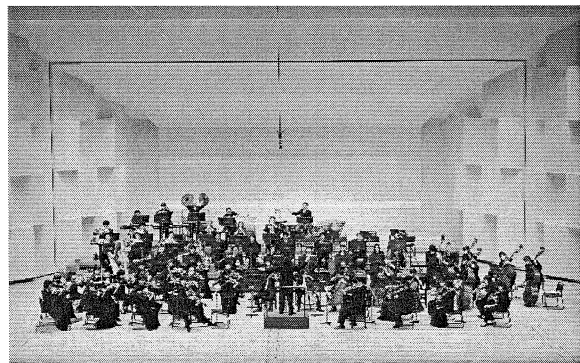
令和4年に茅ヶ崎市は市制施行75周年、横須賀市は115周年を迎えることから、2市で連携し、（一財）自治総合センターの宝くじ助成を受け開催する記念事業です。

神奈川県を代表するプロオーケストラ、神奈川フィルハーモニー管弦楽団と、「1台4手連弾」で世界を席巻する横須賀出身の兄弟ピアノデュオ「レ・フレール」が出演、「オズの魔法使い」や「パイレーツ・オブ・カリビアン」などの映画音楽を中心とした親しみやすいプログラムで、子どもから大人まで、クラシック音楽に初めて触れる方もクラシックファンの方も一緒に楽しむことのできるコンサートです。

オーケストラとピアノの大迫力のコラボレーションの醍醐味を、音響の良い大ホールで体感するまたとない機会となります。



兄弟ピアノデュオ「レ・フレール」



©藤本史昭

神奈川フィルハーモニー管弦楽団

■茅ヶ崎アートフェスティバル2022（仮称）

コロナ禍で発表の場や参加の場が減少した文化活動を行う団体や個人の方々を応援し、また、子どもから大人まで、より多くの市民と文化芸術の新たな出会いの場を創造することを目的として、新たにアートフェスティバルを開催します。

アートフェスティバルには、令和3年度で61回を数える茅ヶ崎市と茅ヶ崎市文化団体協議会が主催する歴史ある「茅ヶ崎市民文化祭」も加わり、財団が全体のコーディネートを担当することで、今まで以上に多くの市民が参加できるフェスティバルの形をとり、茅ヶ崎市の秋の新たな文化イベントとしてスタートする事業です。

「茅ヶ崎市民文化祭」の各部会の発表に加え、公募による舞台での自由発表企画や参加型の体験コーナー、プロの演奏やパフォーマンスを楽しむ企画などが新たに加わり、今年の10月下旬から11月中旬頃にかけては市民文化会館がお祭り感に包まれます。

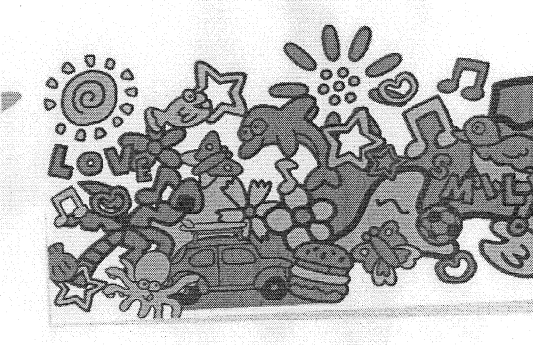
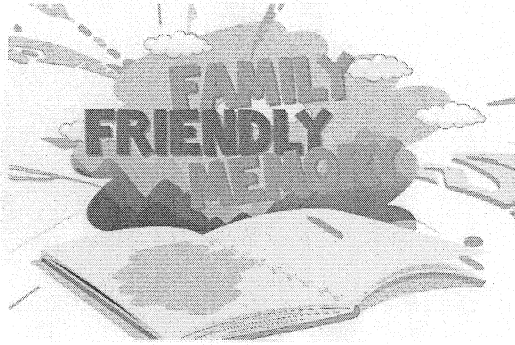
■道の駅ウォールアートプロジェクト

令和7年度に市内柳島にオープンを予定し、現在工事が進んでいる湘南エリア初の道の駅。柳島小学校、NPO法人3F Community Service（アートNPO）、茅ヶ崎市と連携し、工事現場を囲む無機質な鋼板塀を明るく鮮やかなウォールアートで彩ります。

ウォールアートのテーマは「集い（FAMILY(かぞく)、FRIENDLY(ともだち)、MEMORY(おもいで)）」。子ども達の地元柳島の道の駅に多くの人が集い、笑顔あふれる交流と思い出が生まれる場となるよう願いを込めました。

柳島小学校の全児童がテーマから自由に思い描いたイメージを絵や言葉で表し、それを茅ヶ崎ゆかりのアーティストが汲み取りながらデザインした下絵に、児童とアーティストと一緒に色を塗ります。

描かれた作品は、世界でただ一つのウォールアートとなり、道の駅完成まで新たな街の風景として道行く人を楽しませ、オープンまでの期待感と爽やかな風を柳島にもたらしめます。



ウォールアートのイメージ
CHIGASAKI CITY WALL ART by SHETA & YUSEI SAGAWA
(Produced by NPO 3F Community Service)

(2) 芸術文化鑑賞事業（16事業実施予定）

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供します。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出し及び管理運営業務を実施します。

2 美術館・松籟庵事業

(1) 美術館展覧会事業(7事業実施予定)・関連催事(7事業実施予定)

優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施します。

【主な事業】

■ヨーロッパ古典絵画の輝き展－模写に見る技法と表現(企画展1)

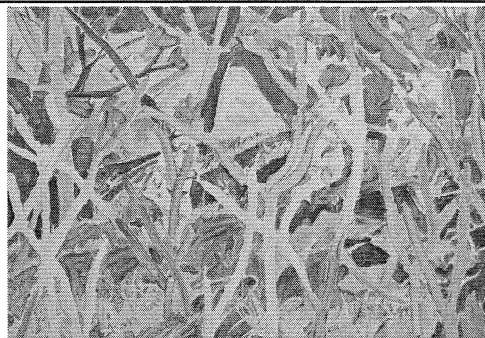
国内の画家や修復家が、本場ヨーロッパにおいても一般的には知られていない15～16世紀の古典絵画の技術を復原し、それに基づき模写を行った作品を展示します。国内では当時の技法と表現に間近で接する機会はまだであり、西洋絵画史を学ぶ上でも貴重な体験になります。また、普段目にすることがない作品の制作過程や、制作に使用される鉱物や顔料なども紹介し、より深い知見の獲得につなげます。



原画／フラ・アンジェリコ
《リナイウオーリ祭壇画》
1433-35年 木島隆康

■ かくれんぼ ーさがして。そして、(企画展 2)

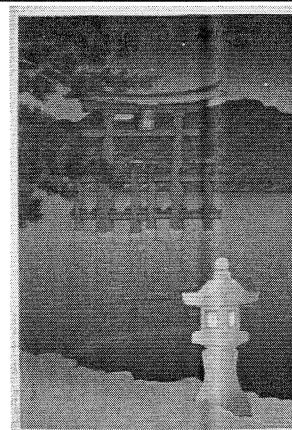
「かくれんぼ」をキーワードに、近年新たに収蔵された上田薫、城田圭介、丹阿弥丹波子、原良介らの作品を主に紹介するとともに、特別展示として音楽家zmiによる、音楽から呼び起こされる風景を鑑賞していただきます。また、夏休み子どもや保護者の来館を想定し、作品や音楽の情報から美術が社会や多様な学問とつながることを提示します。



原良介《土手の上で》 2019年

■ THE 新版画 版元・渡邊庄三郎の挑戦 (企画展 3)

近年注目を集める「新版画」は、進取の気性に富んだ版元、渡邊庄三郎によって大正期の初め頃に発案、制作、販売されました。伝統的な版元、彫師、摺師の関係を維持しながら、絵師の役割を当代の画家に依頼した「新版画」は、日本ならではの情緒と近代感覚を併せ持ち、国内外で人気を集めました。美人画の伊東深水、風景画の川瀬巴水や笠松紫浪、役者絵の山村耕花や名取春水、花鳥画の小原祥邨など各ジャンルを代表する作家の作品を紹介し、渡邊庄三郎の挑戦の軌跡を辿ります。



川瀬巴水
《旅みやげ第三集 星月夜(宮嶋)》
1928年

(2) 講座・ワークショップ事業 (8事業実施予定)

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供します。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施します。

【主な事業】

■ 和の文化倶楽部「茶道入門教室」(松籟庵)

和の文化倶楽部は、日本の様々な伝統文化を紹介する講座であり、松籟庵の魅力を紹介するとともに、新たな施設利用の需要を開拓することも目指しています。

「茶道入門教室」は、初めての方を対象に、茶道の歴史、文化、道具、菓子、茶についてのわかりやすい解説と、和室での立ち振る舞い、ふすまの開閉、菓子・茶のいただき方、茶の点て方の実践まで行い、茶道をより身近に感じ、興味を持ってもらえるような講座です。茶道という伝統文化を松籟庵を通して、より多くの方々に知っていただく機会を提供します。

■ 和の文化倶楽部「茶と禅 座禅体験・鎌倉彫講座」(松籟庵)

「茶と禅」をテーマに、禅宗寺院の住職を招き、鎌倉時代以降禅宗とともに発展してきた「茶の湯」について、座禅体験を交えながらその魅力を紹介します。コロナ禍でも感染防止対策をとりながら普段あまり意識することがない自分自身を見直す機会、リラックスできる環境、時間を提供できる講座を目指します。

さらに、新たな企画として鎌倉仏師の流れをくむ気鋭の鎌倉彫師を講師に迎え、鎌倉彫と茶道の関係などその歴史と魅力を展示作品をご覧いただきながら解説していただきます。

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

公益目的事業2 スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

1 スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業 (32事業実施予定)

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障がいの有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供します。

【主な事業】

■ 湘南ユナイテッドBCバスケットボール教室(総合体育館)

2市1町(茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町)をホームタウンとする地元湘南のバスケットボールチームの「湘南ユナイテッドBC」がBリーグ(3部)参入するのを機に、プロチームスタッフによるハイレベルなバスケットボール教室を共催で開催し、近年競技人口、関心度が高まっているバスケットボール技術向上を目指すほか、低年齢層へ向けて提供することにより、スポーツに触れるきっかけづくりにつなげながら市内スポーツの振興を図る事業です。



■ 1日体験グラウンドゴルフ教室(柳島しおさい公園)

ねんりんピックかながわ2022では茅ヶ崎市はグラウンドゴルフとサーフィン競技の開催地とされており、それに先がけ1日体験型のグラウンドゴルフ教室を前年度に柳島しおさい公園にて実施し、好評をいただきました。

ねんりんピックイヤーに本事業を開催することで大会を盛り上げるとともに競技の普及、柳島しおさい公園の認知度アップ、地域の活性化を図っていきます。

なお、同じく「ねんりんピック」で本市で開催されるサーフィン(競技)については、茅ヶ崎サーフィン協会にご協力いただき、毎年茅ヶ崎海岸でサーフィン教室を開催し、普及を図っています。



(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

収益目的事業1 物品販売事業

主に総合体育館利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図ります。

収益目的事業2 公益目的外施設貸与事業

主に茅ヶ崎市民文化会館における公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施します。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図ります。

「報告第12号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年12月5日 午後9時45分頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市中島642番23地先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年12月 6日 相手方より事故発生の連絡を受ける。

令和3年12月 6日 車両損傷事故発生について損害保険ジャパン株式会社に電話にて連絡する。

令和3年12月 6日 損害保険ジャパン株式会社に「道路賠償責任保険」の事故報告を提出する。

令和4年 3月29日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		290,142円
(算出内訳)		(修理費) 290,142円
過失割合	50%	50%
賠償額	145,071円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $290,142円 \times 50\%$ $= 145,071円$	